

平塚市立吉沢小学校いじめ防止基本方針

平塚市立吉沢小学校

1 いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第2条で定めたとおり、「児童等に対して、（中略）他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。また、国の基本方針では、『個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。』と補足されています。

本校では、法の定義や国の基本方針に基づいて、児童本人がいじめと感じたものは全て、いじめとして捉えます。

2 いじめに対する基本認識

いじめは、全ての児童に関わる問題であり、社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であることから、児童も大人も次のいじめに対する基本認識をもって問題に向き合うことが必要です。

- ・いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害し尊厳を損なう、人間として絶対に許されない行為です。
- ・いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得るものです。
- ・いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こり得るものです。とりわけ嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する可能性のあるものです。
- ・いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の児童も含めた、学級や所属集団の構造上の問題でもあります。
- ・いじめは、大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく峻別しにくい形で行われるものです。
- ・いじめは、その行為や態様により、早期に警察に相談することが重要なものや直ちに警察に通報することが必要なものもあります。
- ・いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

3 いじめ対策の基本理念

心豊かで安全、安心な社会の形成に向けて、児童と大人がともに当事者意識をもって、いじめの問題に取り組むために次の5つを基本理念に掲げます。

- ・「いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を、学校全体で共有します。そして、全ての児童がいじめを行わず、児童も大

人もいじめを放置することがないように取り組みます。

- ・学校の内外を問わず様々な場所、場面でいじめが起こり得ます。そのために、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関、団体、市、県及び国が連携していじめ防止等に取り組みます。
- ・学校は、全ての児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組みます。
- ・学校は、あらゆる機会を通して、児童に対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを教えます。また、児童に向け、自分はもちろん、他人の「いのち」も大切にして、決していじめをしない心を育む教育活動の充実に取り組みます。
- ・学校は、いじめを生まない土壌をつくるために、互いの存在を認め合う居場所づくりと、心の通う絆づくりにつながる集団形成（学校・学年・学級等）を進めていきます。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（本校のいじめに対する基本的な考え方）

本校では、法や国・県・市の基本方針に基づいて、学校の内外を問わず、児童本人がいじめと感じたものは全て、いじめとして捉えます。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」、「いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要があります。

「いじめに係る行為が止んでいること」とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることを目安とします。「いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと」については、いじめを受けた児童本人やその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

（本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢）

いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、すべての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要です。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」との理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことをめざします。また、全ての児童が安心でき、充実感や自己有用感を得ることができる学校づくりにも引き続き取り組んでいきます。

さらに、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティーづくりに努めます。

（いじめの禁止）

本校児童は、いじめを行ってははいけません。

（学校及び教職員の責務）

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組みます。いじめが行われた場合や疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、併せて再発防止に努めます。

5 いじめの防止等に関する内容

（１）いじめの未然防止のための取組

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・児童が自主的に行ういじめ防止に資する活動に対して支援を行います。
- ・全校集会や学級活動等の中で、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを推進します。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・全ての児童の特性を踏まえ、いじめが生じないよう日常的な支援を行うとともに、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことを推進します。
- ・児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、児童と関わる時間を多くすることを大事にします。そのために校務の効率化を図るとともに、保護者との連携にも努めます。

（２）いじめの早期発見のための取組

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査「生活の様子の調査」（６月・９月・１２月・２月）及び「個人面談」を実施します。
- ・いじめの早期発見に向け、教職員が日頃から児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認します。また、けんかやふざけ合いであっても、いじめになっていないかという視点をもって早い段階からの的確に関わり、いじめを積極的に認知するよう努めます。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談体制の整備を行います。
- ・相談、通報のあった事案は、「いじめの防止等の対策のための組織」を通して情報共有に努めます。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図ります。

（３）いじめへの早期対応のための取組

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。更に、いじめられた児童（いじめを受けている疑いがある児童）やいじめを知らせてきた児童の安全確保を徹底します。また、いじめに係る情報は、適切に記録します。
- ・発見、通報を受けた際には組織的に対応し、「いじめの防止等の対策のための組織」に他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を提供、共有します。

- ・いじめに関するアンケートを年に4回行うことで、早期発見と同時に、訴えのあった案件についての継続的な追跡調査も行います。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童、保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的行います。
- ・いじめを受けた児童（いじめを受けている疑いがある児童）が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じます。
- ・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。警察等への通報は、原則として学校長が判断をして行います。
- ・出席停止となった児童に対しては、教育を受ける権利を保障し、断続的に立ち直りに向けた指導や支援を行います。

（４）インターネット等を通じてのいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネット等を通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネット等を通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

インターネット等を通じて行われるいじめの早期発見に向け、いじめに関するアンケートに質問項目を設けます。

（５）アンケートの保存期間

いじめに関するアンケートは当該児童が卒業するまで保存します。アンケートで聞き取った内容をまとめた記録や調査報告書は、卒業後５年間保存します。また、アンケート以外で発覚した日常生活でのいじめ、いじめと疑われるケースで聞き取った内容をまとめた記録等も卒業後５年間保存します。

６ 「いじめの防止等の対策のための組織」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめの防止等の対策のための組織」を設置し、年間に複数回開催します。その他の月は、児童指導部会において、いじめの事案に係る情報を定期的に交換します。いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。なお、いじめと疑われる相談や通報を受けたり発見したりした教職員は、一人で抱え込まず、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに本組織に報告します。

（１）「いじめの防止等の対策のための組織」の構成

管理職、教務主任、児童指導担当、学級担任、学年主任、養護教諭、
教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー等

※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針、年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・いじめと疑われる相談、通報への対応
- ・いじめの情報収集と判断
- ・いじめ事案への対応の検討、決定
- ・いじめ事案の報告
- ・「生活の様子の調査」及び「個人面談」の実施結果の分析、検討、情報共有

7 「重大事態」の基本的な考え方

いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適正に対応します。

重大事態（法第28条の規定による重大事態をいう。以下同じ。）が起きた場合、学校及び市教育委員会は緊急に対応にあたります。法第28条第1項第1号の「児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」場合については、いじめを受けた児童の状況に着目して、次の考え方により、学校又は市教育委員会が判断します。

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

「いじめ防止対策推進法」第28条第1項第2号の「児童等が、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」場合については年間30日間を目安としますが、一定期間連続して欠席している場合は上記目安にかかわらず、学校又は市教育委員会の判断により、迅速に調査に着手します。

8 重大事態への対処

市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「緊急調査チーム」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「緊急調査チーム」の構成

- ・管理職、教務主任、児童指導担当、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー等

※構成員については、事案内容により市教育委員会と検討し、校長が任命します。

※構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査。
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時、適切な方法での提供、説明。
- ・市教育委員会への調査結果の報告。
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、市教育委員会を通じて市長に調査結果の報告を提出。

- ・アンケートなどの一次資料は当該児童が卒業するまで、調査報告書などの二次資料は卒業後5年保存。
- ・特段の支障がなければ、児童や保護者の心のケア等の支援に努め、児童のプライバシーに配慮して適切に情報提供を行う。

平成26年	3月17日	策定
平成27年	4月1日	改訂
平成28年	4月12日	改訂
平成29年	4月3日	改訂
平成30年	4月5日	改訂
平成31年	4月8日	改訂
令和2年	4月10日	改訂
令和5年	4月26日	改訂
令和6年	4月25日	改訂
令和7年	4月24日	改訂
令和8年	4月13日	改訂